

1. 事業概要

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態

2-1. 市場概況

2-2. （参考）輸出上の留意点

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

4. ブラジルにおける輸出等拡大に向けた方策

4-1. 対応策の検討

4-2. Eコマースについて

5. メキシコにおける農林水産物・食品等の流通実態

5-1. 市場概況

5-2. （参考）輸出上の留意点

6. メキシコにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

7. 日本企業及び中南米企業を対象とした、輸出等拡大に関するフォーラム等の開催

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

認定・認証の取得(全品目共通)

輸入時に取得できる認定・認証及び取得すべき認定・認証にかかる制度

認定・認証名	認証区分	強制有無	発行機関	認証ラベル	手続き	提出書類	平均取得期間
登録を免除された製品の輸入通知 ("Comunicação de Importação de Produtos Dispensados da Obrigatoriedade de Registro")	連絡/通知	強制	輸入前の地方保健当局(VISA)	なし	お茶等登録が免除されている食品は、輸入通知の提出時にビザで正規化する必要がある。 その際、会社の資本規模に応じて R\$ 175.72 ~ R\$ 3,514.32 の手数料も支払う必要がある。	ANVISAで決議された雛型に準拠した提出フォーム(※食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第22/2000決議書類 http://antigo.anvisa.gov.br/documentos/10181/2718376/%281%29RDC_22_2000_.pdf/01aa8c82-3f0c-4dc2-8d64-b80286fa7c8b の添付I及びII参照)。 (地方保健当局(VISA)の裁量により、他の書類が要求される場合あり)	なし 輸入は、通知の提出時に承認される。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。
- 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第22/2000号及び第23/2000号が間もなく更新される予定であるため、ここでの記載に変更が生じる可能性がある。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

事前審査

緑茶

輸入前の事前審査制度

適用規制	➢ 政令第6.268/2007号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2007-2010/2007/decreto/d6268.htm)により規制される法律第9.972/2000号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9972.htm) ➢ 規範的規則第39/2017号(https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/insumos-agropecuarios/insumos-pecuarios/produtos-veterinarios/legislacao-1/instrucoes-normativas/instrucao-normativa-sda-mapa-no-39-de-27-11-2017.pdf/view) –農産物の国際貿易及び輸送に関する規則と手続きについて規定。 ➢ 規範的規則第49/2019号(https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-vegetal/legislacao-1/normativos-cgqv/importacao/IN_49_2019Classificacaodeprodutoimportado.pdf/view) –輸入された植物製品の分類を規制。 ➢ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第81/2008号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/%287%29RDC_81_2008_COMP.pdf/09e6169e-d869-4d34-bb49-d55ac84e83f1)–健康監視目的の商品及び輸入製品の技術規則を規定。 ➢ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議第(RDC)23/2000号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/RDC_23_2000_COMP.pdf/6c73b487-c1e7-4fcc-b753-0ad4382ab417) –食品分野に関連する製品の登録及び登録義務の免除。 ➢ 食品輸入マニュアル(https://www.gov.br/anvisa/pt-br/centraisdeconteudo/publicacoes/portos-aeroportos-e-fronteiras/guias-e-manuais/manual-de-analise-de-processo-de-importacao-de-alimentos_v-02_final.pdf)
担当機関	ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)、地方保健当局(VISA)、ブラジル農牧供給省(MAPA)/ 国際農業監視システム (VIGIAGRO)
提出書類	輸入ライセンス(SISCOMEX)、ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)における衛生検査等の手続を開始するための請願書(同庁に輸入製品が到着したことを通知する機能を持つ)、インボイス、船荷証券及び輸入業者の衛生ライセンス。当局の裁量により、その他の書類が要求される場合あり。
手続き	輸入の際、当局は、規制対象貨物については、その書類審査と検査を進める。 ANVISA – 輸入後、ANVISA は貨物の書類審査と検査を行う(検査は無作為に行われる)。 MAPA – 輸入後、MAPA は QC (品質管理)テストのためのサンプル収集を含む貨物の書類審査と検査を進める。 輸入前のその他検査は、原産地の規制に従って行われる。
費用	なし

留意点

- 輸入製品が検査基準に適合していない場合、検査にかかる時間やコストの高さ(当該製品の返送費用や保管費用が発生する)が原因で出荷が遅れる可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

事前審査

米菓

輸入前の事前審査制度

適用規制	- 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第81/2008号 (http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/%287%29RDC_81_2008_COMP.pdf/09e6169e-d869-4d34-bb49-d55ac84e83f1)-健康監視目的の商品及び輸入製品の技術規則を規定。 - 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第23/2000号 (http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/RDC_23_2000_COMP.pdf/6c73b487-c1e7-4fcc-b753-0ad4382ab417) -食品分野に関連する製品の登録及び登録義務の免除。 - 食品輸入マニュアル(https://www.gov.br/anvisa/pt-br/centraisdeconteudo/publicacoes/portos-aeroportos-e-fronteiras/guias-e-manuais/manual-de-analise-de-processo-de-importacao-de-alimentos_v-02_final.pdf)
担当機関	ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)及び地方保健当局(VISA)
提出書類	輸入ライセンス(SISCOMEX)、ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)における衛生検査等の手続を開始するための請願書(同庁に輸入製品が到着したことを通知する機能を持つ)、インボイス、船荷証券及び輸入業者の衛生ライセンス。ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)の裁量により、その他の書類が要求される場合あり。
手続き	輸入の際、当局は貨物の書類審査と検査を進める(検査は無作為に行われる)。輸入前のその他の検査は、原産地の規制に従って行われる。
費用	なし

留意点

- 輸入製品が検査基準に適合していない場合、検査にかかる時間やコストの高さ(当該製品の返送費用や保管費用が発生する)が原因で出荷が遅れる可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

事前審査

パックご飯

輸入前の事前審査制度

適用規制	➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第81/2008号 (http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/%287%29RDC_81_2008_COMP.pdf/09e6169e-d869-4d34-bb49-d55ac84e83f1)-健康監視目的の商品及び輸入製品の技術規則を規定。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第23/2000号 (http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/RDC_23_2000_COMP.pdf/6c73b487-c1e7-4fcc-b753-0ad4382ab417) -食品分野に関連する製品の登録及び登録義務の免除。 ➤ 食品輸入マニュアル(https://www.gov.br/anvisa/pt-br/centraisdeconteudo/publicacoes/portos-aeroportos-e-fronteiras/guias-e-manuais/manual-de-analise-de-processo-de-importacao-de-alimentos_v-02_final.pdf)
担当機関	ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)及び地方保健当局(VISA)
提出書類	輸入ライセンス(SISCOMEX)、ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)における衛生検査等の手続を開始するための請願書(同庁に輸入製品が到着したことを通知する機能を持つ)、インボイス、船荷証券及び輸入業者の衛生ライセンス。ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)の裁量により、その他の書類が要求される場合あり。
手続き	輸入の際、当局は貨物の書類審査と検査を進める(検査は無作為に行われる)。輸入前のその他の検査は、原産地の規制に従って行われる。
費用	なし

留意点

- 輸入製品が検査基準に適合していない場合、検査にかかる時間やコストの高さ(当該製品の返送費用や保管費用が発生する)が原因で出荷が遅れる可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ライセンス登録(全品目共通)

輸入前のライセンス登録制度

適用規制	➤ 政令第986/1969号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del0986.htm)-基本的な食品基準を確立。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第23/2000号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/RDC_23_2000_COMP.pdf/6c73b487-c1e7-4fcc-b753-0ad4382ab417) -食品の正規化の基本手順のガイドを規定。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第81/2008号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2718376/%287%29RDC_81_2008_COMP.pdf/09e6169e-d869-4d34-bb49-d55ac84e83f1)-健康監視目的の商品及び輸入製品の技術規則を規定。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第153/2017号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/2922152/%281%29RDC_153_2017_COMP.pdf/6deb5f6e-0a23-4e06-b876-fd90e513de0c)-認可目的で、衛生監視の対象となる経済活動のリスクの程度のカテゴリを提供し、その他の規定を作成。 ➤ 食品輸入マニュアル(https://www.gov.br/anvisa/pt-br/centraisdeconteudo/publicacoes/portos-aeroportos-e-fronteiras/guias-e-manuais/manual-de-analise-de-processo-de-importacao-de-alimentos_v-02_final.pdf)
担当機関	地方保健当局(VISA)と関連する専門委員会
提出書類	➤ 操業のための許可 (LF) - 施設が食品の輸入活動を行うことを許可する、地方保健当局(VISA) によって発行されたライセンス。 ➤ 関連する専門委員会と輸入業者の責任技術者の登録

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ライセンス登録(全品目共通)

輸入前のライセンス登録制度

手続き	上記提出書類を取得する手順は、地方自治体によって発行された規制によって異なる(つまり、輸入業者の施設がどこにあるかによって異なる)。通常、操業のための許可(LF)の発行にあたっては、適用される運用上及び技術上の要件への準拠を確認するために、輸入業者の施設の事前検査が必要であることに注意。
費用	地方自治体によって発行された規制によって異なる。
発効日	当該書類の発行状況によって異なる。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

緑茶

食品ラベル管理規定

適用規制	- 政令第986/1969号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del0986.htm)-基本的な食品基準を確立。 - 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第727/2022号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6503668/%281%29RDC_727_2022_COMP.pdf/8167fbac-395a-4189-ab43-024e4d3aa667)-包装された食品の表示。 - 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第716/2022号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6503628/%281%29RDC_716_2022_COMP.pdf/29dd2f19-7c70-497b-9b6d-686f31ea6e97)-コーヒー、大麦、紅茶、マテ茶、スパイス、調味料、ソースの衛生要件を規定。
ラベル表記項目	- 包装された食品のラベルには、以下の情報を、適切なサイズの文字で、強調し、かつ、可視的に表示しなければならない。別段の指定がない限り、文字と数字の最小サイズは1ミリメートル(mm)。 a. 販売価格 b. 原材料のリスト c. 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告 d. 乳糖に関する警告 e. 新製法 f. 食品添加物の使用に関する警告 g. 英表成分表示(食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第429/2020号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%283%29RDC_429_2020_COMP.pdf/0742a12f-b8d4-4c9d-9312-1853e8b2b0b0参照) h. 内容物の容量 i. 原産地の識別情報 j. ロットの識別情報 k. 消費期限 l. 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示 m. 特定の基準で要求されるその他の情報(グルテンフリーか否か等)。 n. 原材料のリストのうちお茶に使用される植物の一般的な名称と当該植物の部分の表示 o. カフェイン抜き製の製品の場合、販売価格の横に「カフェイン抜き」という表示 p. 医学的な表示、治療目的の表示又は乳児向けの表示を含めることはできない。
表示言語	上記の情報は、他の言語の文章の存在に影響を与えることなく、ポルトガル語で記載する必要がある。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

食品ラベル承認プロセス

食品ラベル承認プロセス

食品表示固有の承認プロセスは存在しない。食品表示は、輸入通知の提出時等ラベルの雛型が輸入に関する手続の中で地方保健当局(VISA)に提出されたとき、常に地方保健当局(VISA)の分析と監督の対象となり得る。

食品ラベルのサンプル

実際の食品表示の画像



表示項目

- 販売価格
- 原材料のリスト
- 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告
- 乳糖に関する警告
- 新製法
- 食品添加物の使用に関する警告
- 栄養成分表示食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第429/2020号
http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%283%29RDC_429_2020_COMP.pdf/0742a12f-b8d4-4c9d-9312-1853e8b2b0b0参照)
- 内容物の容量
- 原産地の識別情報
- ロットの識別情報
- 消費期限
- 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示
- 特定の基準で要求されるその他の情報 (グルテンフリーが否か等)
- 原材料のリストのうちお茶に使用される植物の一般的な名称と当該植物の部分の表示
- カフェイン抜きの場合、販売価格の横に「カフェイン抜き」という表示
- 医学的な表示、治療目的の表示又は乳児向けの表示を含めることはできない。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

緑茶

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

米菓

食品ラベル管理規定

適用規制	➤ 政令第986/1969号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del0986.htm)-基本的な食品基準を確立。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第727/2022号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6503668/%281%29RDC_727_2022_COMP.pdf/8167fbac-395a-4189-ab43-024e4d3aa667)-包装された食品の表示。
ラベル表記項目	➤ 包装された食品のラベルには、以下の情報を、適切なサイズの文字で、強調し、かつ、可視的に表示しなければならない。別段の指定がない限り、文字と数字の最小サイズは 1 ミリメートル (mm)。 a. 販売価格 b. 原材料のリスト c. 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告 d. 乳糖に関する警告 e. 新製法 f. 食品添加物の使用に関する警告 g. 英表成分表示(食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第429/2020号 http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%283%29RDC_429_2020_COMP.pdf/0742a12f-b8d4-4c9d-9312-1853e8b2b0b0参照) h. 内容物の容量 i. 原産地の識別情報 j. ロットの識別情報 k. 消費期限 l. 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示 m. 特定の基準で要求されるその他の情報 (グルテンフリーか否か等)。
表示言語	上記の情報は、他の言語の文章の存在に影響を与えることなく、ポルトガル語で記載する必要がある。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

米菓

食品ラベル承認プロセス

食品ラベル承認プロセス

食品表示固有の承認プロセスは存在しない。食品表示は、輸入通知の提出時等ラベルの雛型が輸入に関する手続の中で地方保健当局(VISA)に提出されたとき、常に地方保健当局(VISA)の分析と監督の対象となり得る。

食品ラベルのサンプル

実際の食品表示の画像



表示項目

- 販売価格
- 原材料のリスト
- 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告
- 乳糖に関する警告
- 新製法
- 食品添加物の使用に関する警告
- 栄養成分表示
- 内容物の容量
- 原産地の識別情報
- ロットの識別情報
- 消費期限
- 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示
- 特定の基準で要求されるその他の情報 (グルテンフリーか否か等)

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

パックご飯

食品ラベル管理規定

適用規制	➤ 政令第986/1969号(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del0986.htm)-基本的な食品基準を確立。 ➤ 食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第727/2022号(http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6503668/%281%29RDC_727_2022_COMP.pdf/8167fbac-395a-4189-ab43-024e4d3aa667)-包装された食品の表示。
ラベル表記項目	➤ 包装された食品のラベルには、以下の情報を、適切なサイズの文字で、強調し、かつ、可視的に表示しなければならない。別段の指定がない限り、文字と数字の最小サイズは 1 ミリメートル (mm)。 a. 販売価格 b. 原材料のリスト c. 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告 d. 乳糖に関する警告 e. 新製法 f. 食品添加物の使用に関する警告 g. 英表成分表示(食品規制を改定及び統合する学術理事会決議(RDC)第429/2020号 http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%283%29RDC_429_2020_COMP.pdf/0742a12f-b8d4-4c9d-9312-1853e8b2b0b0参照) h. 内容物の容量 i. 原産地の識別情報 j. ロットの識別情報 k. 消費期限 l. 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示 m. 特定の基準で要求されるその他の情報 (グルテンフリーか否か等)。
表示言語	上記の情報は、他の言語の文章の存在に影響を与えることなく、ポルトガル語で記載する必要がある。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ラベル検査

食品ラベル承認プロセス

食品ラベル承認プロセス

食品表示固有の承認プロセスは存在しない。食品表示は、輸入通知の提出時等ラベルの雛型が輸入に関する手続の中で地方保健当局(VISA)に提出されたとき、常に地方保健当局(VISA)の分析と監督の対象となり得る。

食品ラベルのサンプル

実際の食品表示の画像



表示項目

- 販売価格
- 原材料のリスト
- 食物アレルギーを引き起こす主な食物に関する警告
- 乳糖に関する警告
- 新製法
- 食品添加物の使用に関する警告
- 栄養成分表示
- 内容物の容量
- 原産地の識別情報
- ロットの識別情報
- 消費期限
- 必要に応じて、食品の保管、準備、及び使用に関する指示
- 特定の基準で要求されるその他の情報 (グルテンフリーか否か等)

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

パックご飯

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

書類準備

緑茶

通関に必要な書類

書類名	発行機関
船荷証券/航空貨物運送状	なし
プロフォームインボイス(ある場合)	なし
コマーシャルインボイス	なし
梱包明細書	なし
積荷目録	なし
輸入申告書	なし
納税証明書(必要な場合)	なし
輸入ライセンス*	輸入される製品の特性によって異なる政府機関(ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)/ブラジル農牧供給省(MAPA)等)が発行する。貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)に登録する必要がある。

*以下の製品の輸入取引には輸入許可が必要

(i) 自然乾燥によって製造された緑茶:ブラジル農牧供給省(MAPA)の承認が必要

(ii) 緑茶(人間が直接消費することを目的とした破片又は粉末の形状の植物):ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)の承認が必要

留意点

- 現在、輸入ライセンス取得の手続は改訂の過程にあり、改訂後は、「ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)」の手続に置き換えられる予定。「ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)」は貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)のモジュールであり、システムを簡素化し、官僚主義を削減し、貿易に関連する情報を一元化することを目的としている。
- 製品が国際協定の対象である場合、商品が特恵関税措置の恩恵を受けるために原産地証明書が必要になる場合があるが、そのような場合には該当しない。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

書類準備

米菓・パックご飯

通関に必要な書類

書類名	発行機関
船荷証券/航空貨物運送状	なし
プロフォームインボイス(ある場合)	なし
コマーシャルインボイス	なし
梱包明細書	なし
積荷目録	なし
輸入申告書	なし
納税証明書(必要な場合)	なし
輸入ライセンス*	ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)の承認が必要。貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)に登録する必要あり。

留意点

- 現在、輸入ライセンス取得の手続は改訂の過程にあり、改訂後は、「ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)」の手続に置き換えられる予定。「ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)」は貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)のモジュールであり、システムを簡素化し、官僚主義を削減し、貿易に関連する情報を一元化することを目的としている。
- 製品が国際協定の対象である場合、商品が特惠関税措置の恩恵を受けるために原産地証明書が必要になる場合があるが、そのような場合には該当しない。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ライセンス・ラベル登録

緑茶

一般的な通関プロセス

現地における通関プロセス

- 通関プロセスは、輸入取引を裏付けるすべての書類を添付した輸入申告書 (DI) の登録から開始される。
- 製品によっては、輸入ライセンス取得又はライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)取得が必要になる場合がある(輸入ライセンスは1つの輸入申告書 (DI)に紐付けられているが、ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO) は複数の輸入申告書 (DI)と紐付けられている)。
- 輸入申告書 (DI)登録後、関税と税金を支払う必要がある。
- 関税と税金の支払後、税関において、輸入貨物の検査基準に基づき、数時間内に無作為のコンピューター操作で、4色(緑色、黄色、赤色、灰色)のうちの1つを区分として指定される。輸入申告書 (DI)が緑色の区分に指定された場合、商品は自動的にリリースされ検査なしで通関プロセス完了となるが、黄色、赤色又は灰色に指定された場合、商品は税務監査人によって検査される。税務監査人は、各区分毎に適用される検証手順を実行する。税関における検査が終了した後 (又は問題がない場合)、商品は税関によってリリースされる。

通関時に必要な書類

書類名	発行機関
船荷証券/航空貨物運送状	なし
プロフォーマインボイス(ある場合)	なし
コマーシャルインボイス	なし
梱包明細書	なし
積荷目録	なし
輸入申告書	なし
納税証明書(必要な場合)	なし
輸入ライセンス	輸入される製品の特性によって異なる政府機関(ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)/ブラジル農牧供給省(MAPA)等)が発行する。貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)に登録する必要がある。

留意点

- なし。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

ライセンス・ラベル登録

米菓・パックご飯

一般的な通関プロセス

現地における通関プロセス

- ・ 通関プロセスは、輸入取引を裏付けるすべての書類を添付した輸入申告書 (DI) の登録から開始される。
- ・ 製品によっては、輸入ライセンス取得又はライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO)取得が必要になる場合がある(輸入ライセンスは1つの輸入申告書 (DI)に紐付けられているが、ライセンス・許可・認証・その他書類(LPCO) は複数の輸入申告書 (DI)と紐付けられている)。
- ・ 輸入申告書 (DI)登録後、関税と税金を支払う必要がある。
- ・ 関税と税金の支払後、税関において、輸入貨物の検査基準に基づき、数時間内に無作為のコンピューター操作で、4色(緑色、黄色、赤色、灰色)のうちの1つを区分として指定される。輸入申告書 (DI)が緑色の区分に指定された場合、商品は自動的にリリースされ検査なしで通関プロセス完了となるが、黄色、赤色又は灰色に指定された場合、商品は税務監査人によって検査される。税務監査人は、各区分毎に適用される検証手順を実行する。税関における検査が終了した後 (又は問題がない場合)、商品は税関によってリリースされる。

通関時に必要な書類

書類名	発行機関
船荷証券/航空貨物運送状	なし
プロフォーマインボイス(ある場合)	なし
コマーシャルインボイス	なし
梱包明細書	なし
積荷目録	なし
輸入申告書	なし
納税証明書(必要な場合)	なし
輸入ライセンス	ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)の承認が必要。貿易システム統一ポータル(Siscomex Portal)に登録する必要あり。

留意点

- なし。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

税金納付(全品目共通)

日本からブラジルに輸出する際に係る諸税の概要

- ブラジルにおける消費課税は複数存在し、かつ多段的に課税される形式となっており、複雑な税体系と言われている。
- 輸入の際に考慮すべき主な税金の種類は以下の通り。

税金の種類		概要
連邦税	輸入税 (II)	外国商品や生産物がブラジルに輸入される際に発生する連邦税である。輸入品価額に運賃と保険料 (CIF) を加えた外貨額を国内通貨に換算した金額をもとに算出される。税率は、メルコスール共同市場加盟国間か否かによって大きく異なり、メルコスール共同市場加盟国間の場合は 85%の品目が 0%となっている。
	工業製品税 (IPI)	工業製品税は輸入工業製品の通関時および製造施設・製造施設と見なされる場所からの工業製品の搬出時に製造品に対して課税される税。半製品も製造品に含まれる点に注意が必要。
	社会統合基金 (PIS)	COFINS と同様、税法上の法人の売上高やサービス及び物品の輸入の際に発生する連邦税に準ずるもの。
	社会保険融資負担金 (COFINS)	法人売上に対する社会負担金。税法上の法人の売上高、サービス及び物品の輸入の際に発生する連邦税に準ずるもの。
州税	商品流通税 (ICMS)	商品流通サービス税は、製造者・商業者・農産物生産者が行う商品・製品・生産物の流通に対し課税する州税。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

税金納付

緑茶

対象品目に適用される関税率

NCM コード(輸 出入税率統計 品目番号)	区分	現在の 関税率	標準の関 税率
0902.10.00	緑茶(発酵させていないもの)で、 内容量が3kgを超えない即時 包装のもの	8%*	10%*
0902.20.00	その他の緑茶(発酵させていない もの)	8%*	10%*

関税以外の諸税

NCM コード(輸 出入税率統計 品目番号)	名称	税率
0902.10.00 0902.20.00	社会統合基金(PIS)	2.1%
0902.10.00 0902.20.00	社会保険融資負担金 (COFINS)	9.65%
0902.10.00 0902.20.00	商品流通サービス税(ICMS)	商品の輸入先の州に応じ て、17 ~ 19%
0902.10.00 0902.20.00	商船隊更新追加税 (AFRMM)	8%

税率確認方法

団体・サイト名	URL
メルコスール対外共通関税 (TEC)/貿易審議運営実行委員会 (Gecex)決議第272/2021号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-272-de-19-de-novembro-de-2021-362755288
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第269/2021号	https://www.in.gov.br/web/dou/-/resolucao-gecex-n-269-de-4-de-novembro-de-2021-357327000
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第353/2022号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-353-de-23-de-maio-de-2022-402126532
社会統合基金(PIS)/社会保険融資負担金(COFINS) -法律第10.865/2004号、第7条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2004-2006/2004/lei/l10.865compilado.htm
商船隊更新追加税(AFRMM) -法律第10.893/2004号、第6条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2004-2006/2004/Lei/L10.893.htm#art6

留意点

- *関税率は、2023年12月31日まで一時的かつ例外的に10%から8%に引き下げられる。

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

税金納付

米菓

対象品目に適用される関税率

NCMコード(輸 出入税率統計 品目番号)	区分	現在の 関税率	標準の関 税率
1905.90.20	パン、パストリー、ケーキ、ビスケット及びその他の製パン製品(カカオを含むか否かは問わない)、薄型ウエハース、製菓用途のオブラート、シーリングウエハース、ライスペーパー及び類似の製品。 - クッキーとクラッカー	14.4%*	18%*

関税以外の諸税

NCMコード(輸 出入税率統計 品目番号)	名称	税率
1905.90.20	社会統合基金(PIS)	2.1%
1905.90.20	社会保険融資負担金(COFINS)	9.65%
1905.90.20	商品流通サービス税(ICMS)	商品の輸入先の州に応じて、17 ~ 19%
1905.90.20	商船隊更新追加税(AFRMM)	8%

税率確認方法

団体・サイト名	URL
メルコスール対外共通関税(TEC)/貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第272/2021号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-272-de-19-de-novembro-de-2021-362755288
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第269/2021号	https://www.in.gov.br/web/dou/-/resolucao-gecex-n-269-de-4-de-novembro-de-2021-357327000
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第353/2022号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-353-de-23-de-maio-de-2022-402126532
社会統合基金(PIS)/社会保険融資負担金(COFINS) -法律第10.865/2004号、第7条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2004-2006/2004/lei/l10.865compilado.htm
商船隊更新追加税(AFRMM) -法律第10.893/2004号、第6条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2004-2006/2004/Lei/L10.893.htm#art6

留意点

- *関税率は、2023年12月31日まで一時的かつ例外的に18%から14.4%に引き下げられる。

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態 | 2-2. (参考) 輸出上の留意点

参考) 輸出に向けたステップと留意点

認定・認証
取得

事前審査

ライセンス登録

ラベル検査

書類準備

運送

通関届け出

税金納付

検疫審査

税金納付

パックご飯

対象品目に適用される関税率

NCM コード(輸 出入税率統計 品目番号)	区分	現在の 関税率	標準の関 税率
1904.90.00	穀物又はコーンフレーク等の穀物製 品を膨張又は焙煎して得られる調 理済み食品。粒状、フレーク状又 はその他加工がされたトウモロコシ以 外の穀物であって(小麦粉、ひき割り 穀物、ミールを除く)、事前に調理又 はその他の方法により製造されたも ので、他の項目において規定又は 含まれないもの －その他	12.8%*	16%*

関税以外の諸税

NCM コード(輸 出入税率統計 品目番号)	名称	税率
1904.90.00	社会統合基金(PIS)	2.1%
1904.90.00	社会保険融資負担金 (COFINS)	9.65%
1904.90.00	商品流通サービス税(ICMS)	商品の輸入先の州に応じ て、17 ~ 19%
1904.90.00	商船隊更新追加税 (AFRMM)	8%

税率確認方法

団体・サイト名	URL
メルコスール対外共通関税 (TEC)/貿易審議運営実行委員会 (Gecex)決議第272/2021号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-272-de-19-de-novembro-de-2021-362755288
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第269/2021号	https://www.in.gov.br/web/dou/-/resolucao-gecex-n-269-de-4-de-novembro-de-2021-357327000
貿易審議運営実行委員会(Gecex)決議第353/2022号	https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/resolucao-gecex-n-353-de-23-de-maio-de-2022-402126532
社会統合基金(PIS)/社会保険融資負担金(COFINS) －法律第10.865/2004号、第7条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2004-2006/2004/lei/l10.865compilado.htm
商船隊更新追加税(AFRMM) －法律第10.893/2004号、第6条第1項	http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2004-2006/2004/Lei/L10.893.htm#art6

留意点

- *関税率は、2023年12月31日まで一時的かつ例外的に16%から12.8%に引き下げられる。

参考) 輸出に向けたステップと留意点



検疫審査(検疫プロセス)

緑茶

動・植物検疫プロセス

動・植物検疫プロセス

参考までに、植物由来製品の検疫には次の手順が含まれる。

- 輸入は、農業防衛事務局の植物衛生・農業投入部門によって付与された、植物検疫に関する輸入許可証(PFI)が事前に発行された場合にのみ行われる。
- 手続きは、ブラジル農牧供給省(MAPA)によって認定された検疫所で、利害関係者自身の費用で行う必要がある。利害関係人は、植物検疫に関する輸入許可証(PFI)の発行のために、検疫所からの承認を取得する必要がある。
- 規範的規則第28/2020号のとおり、製品は検疫対象の輸入用として特定の形式で梱包する必要があり、製品の出荷方法及び輸送方法に応じて、さまざまな場所に出荷する必要がある。
- 出荷手続中又は検疫中の製品に関するインシデントは、ブラジル農牧供給省(MAPA)に通知する必要がある。

検疫プロセスごとの注意事項

注意事項

ブラジルに輸入される全ての植物製品が検疫の対象となるわけではない。
緑茶(NCMコード(輸出入税率統計品目番号)が0902.10.00又は0902.20.00のもの)については、(1)輸入が認可された植物製品のリスト(PVIA)にその品種が含まれており、(2)植物検疫リスクの低い方法で加工されているといえる場合は検疫対象となる可能性は低い、そうでない場合は、植物検疫の対象となる。

留意点

- 法的な観点での影響はなし。もっとも、関連する業者等へのインタビューによって認識できる内容がある可能性がある。

1. 事業概要

2. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通実態

2-1. 市場概況

2-2. （参考）輸出上の留意点

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

4. ブラジルにおける輸出等拡大に向けた方策

4-1. 対応策の検討

4-2. Eコマースについて

5. メキシコにおける農林水産物・食品等の流通実態

5-1. 市場概況

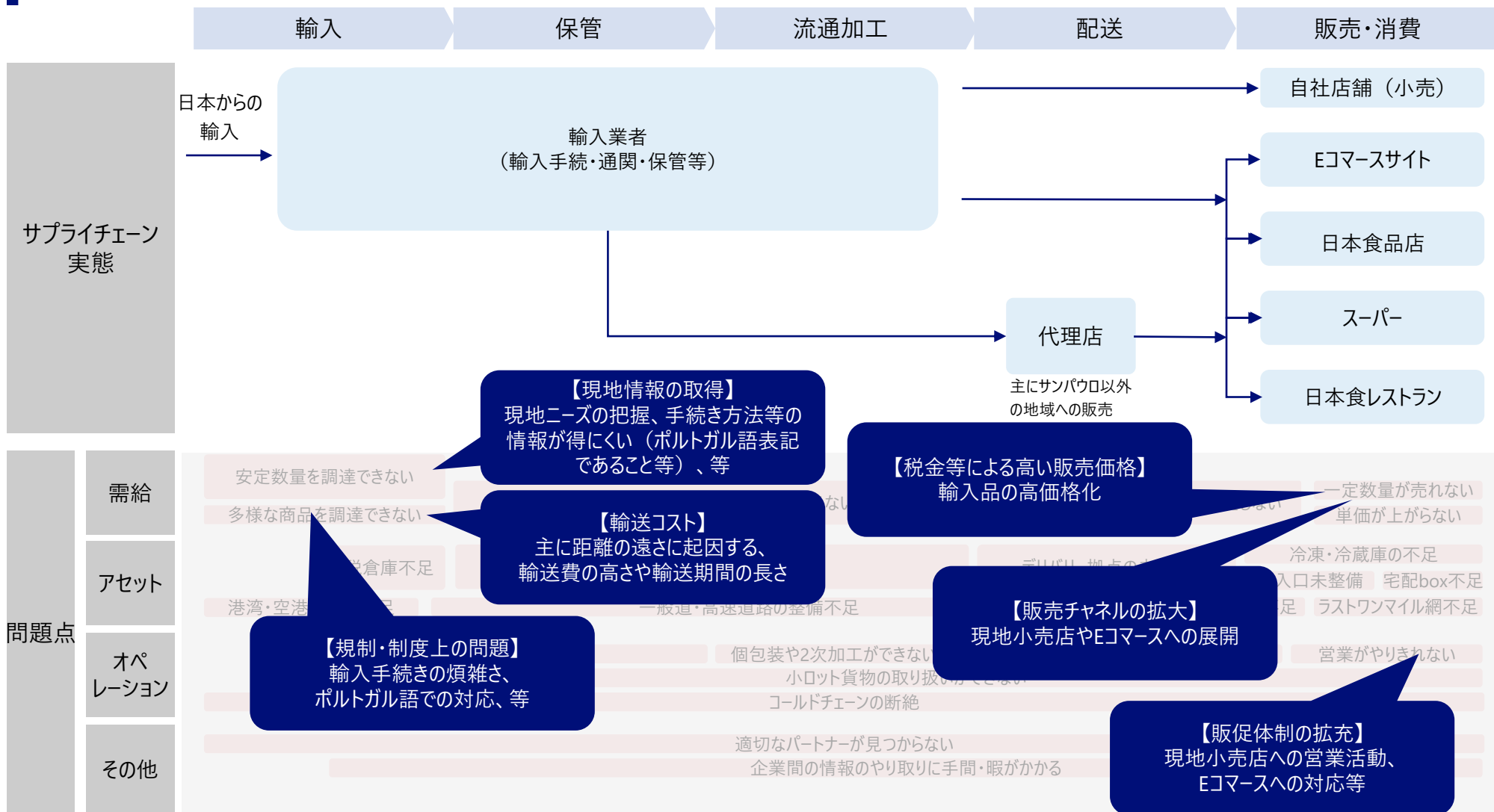
5-2. （参考）輸出上の留意点

6. メキシコにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

7. 日本企業及び中南米企業を対象とした、輸出等拡大に関するフォーラム等の開催

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

ブラジル流通構造の特徴や現地事業者からの声等を踏まえると、
日本食の輸入・流通拡大のためには、以下に示すような課題への対応が想定される。



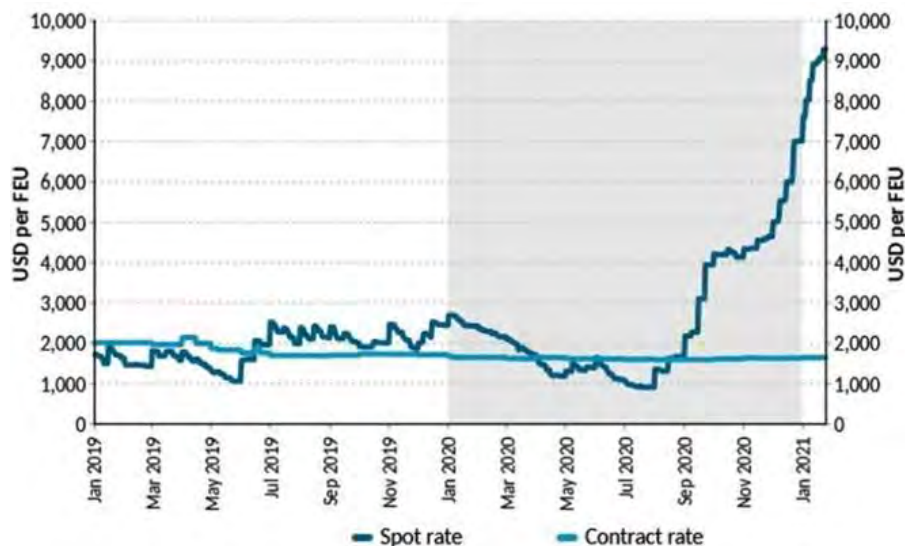
3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

ブラジル向けの輸送コストは、日本の貿易相手国の中でも高い部類に位置づく。

- COVID-19の流行以降、ブラジル向けコンテナ価格は急上昇していた。
- 直近のコンテナ価格の動向をみても、南米地域向けはブラジルを含め全体的にコンテナ 1 台当たりのコストが高い。

極東地域からサントス港（ブラジル）への40ftコンテナ 1 台あたり価格推移

（米ドル）



Spot rate: スポットで海上輸送を利用したい場合に適用される価格。需要と供給によって価格が変動する。

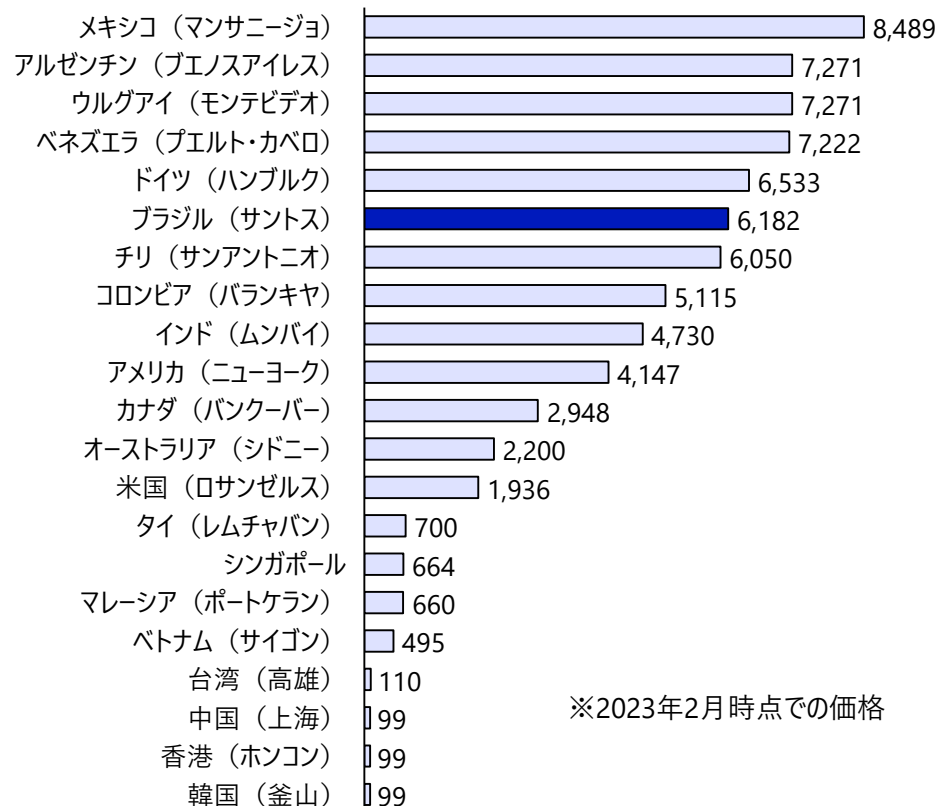
Contract rate: 海上輸送に係る長期契約締結時に規定される海上輸送価格。

輸送期間について：

日本発ブラジル向け輸送は、サントス港（サンパウロ）向けの場合、海上輸送で約35～42日、通関で約7～10日（目安）掛かる。しかし、これはコンテナ不足等による海上輸送遅延や、輸入通関手続き上の不備が無い場合であり、本調査のインタビュー結果に基づくと、現状はこれよりも時間が掛かっていると考えられる（2～3か月）。

日本から主要取引国向けの20ftコンテナ 1 台当たりの輸送コスト※

（米ドル）



※2023年2月時点での価格

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

参考) ブラジル産、輸入品（日本、その他）の販売価格の比較

- 本プロジェクトでは、茶、パックご飯、米菓について、ブラジル産、輸入品（日本、その他）の販売価格比較をした。
- 製品特性が異なるため厳密な比較ではないものの、グラム当たり価格において、輸入品はブラジル産品（最低価格）よりも高い傾向にある。

ブラジル産、輸入品（日本、その他）の販売価格の比較

品目		原産地	販売価格(米ドル)	量(g/パッケージ)	単価(米ドル/g)	現地最低価格との差
茶	宇治煎茶ティーバッグ	日本	6.2	40	0.16	8倍
	中国茶（China green tea）	中国	2.3	40	0.06	3倍
	山本山煎茶	ブラジル	3.1	200	0.02	1倍
	煎茶、ティーバッグ	ブラジル	2.1	30	0.07	3.5倍
	山本山煎茶オーガニック	ブラジル	3.1	150	0.02	1倍
パックご飯	パックご飯大盛 Pack Gohan Omori Wooke	日本	4.5	250	0.02	－
	パックご飯、ゆめぴりかPack Gohan Yumepirika	日本	4.3	200	0.02	－
	パックご飯Cheiljedang	韓国	2.9	210	0.01	－
米菓	おかき（海苔）Kameda Norimaki	日本	3.4	240*	0.01	1倍
	歌舞伎揚	日本	5.5	198	0.03	3倍
	海苔巻きあられ	日本	3.0	85	0.04	4倍
	亀田まがりせんべい	日本	3.4	111.4	0.03	3倍
	亀田ぼたぼた焼き	日本	3.3	121.7	0.03	3倍
	せんべい	中国	2.8	92	0.03	3倍
	あられ	タイ	3.4	100	0.03	3倍
	おかき Okaki Sankio Apimentado	ブラジル	1.7	100	0.02	2倍
	せんべい Sembei	ブラジル	1.1	90	0.01	1倍
	ゴマせんべい Sembei com gergelin	ブラジル	3.2	400	0.01	1倍

*24g×10個

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

ブラジルでは、税制等、制度面の課題がハードルとなっている。

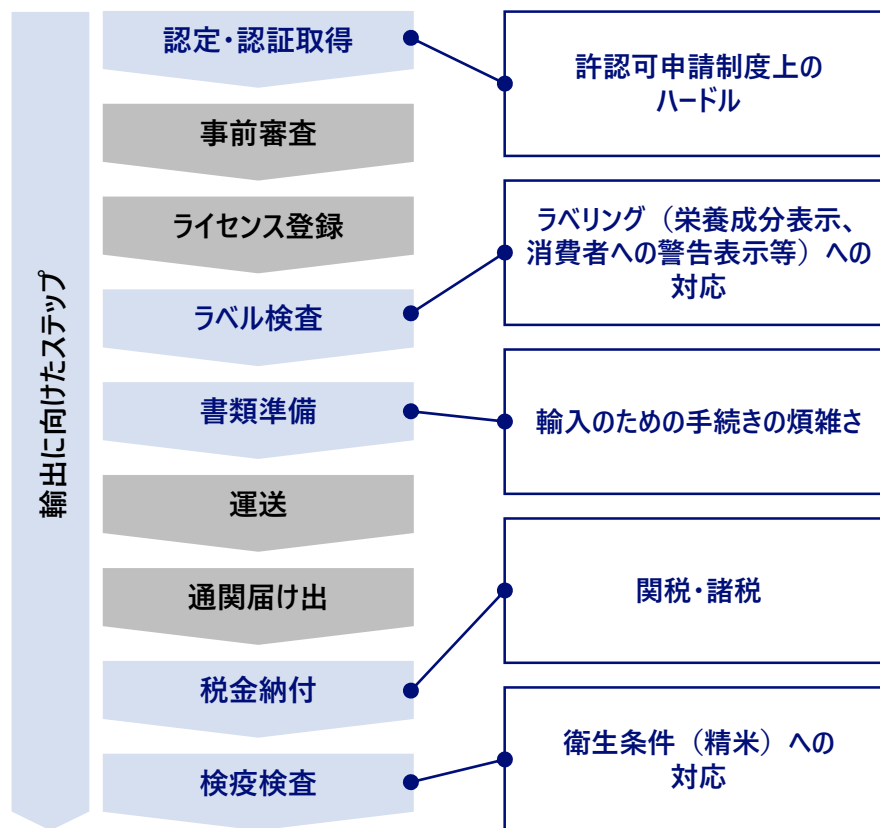
- JETRO調査によれば、「税制・税務手続きの煩雑さ」や「行政手続きの煩雑さ」において、ブラジルは中南米地域においてリスクとして認識されている割合が高い。
- 本調査における事業者等へのインタビュー結果等に基づく、輸出に向けたステップの特にラベル検査や書類準備、税金納付、検疫検査が課題。

投資環境面のリスクに係る中南米各国進出企業の回答割合（複数回答可）

	税制・税務 手続きの煩雑さ	行政手続きの 煩雑さ	法制度の未整備・不透明な運用
1位	ブラジル (78.6%)	アルゼンチン (50.0%)	ベネズエラ (45.5%)
2位	アルゼンチン (57.1%)	ブラジル (49.5%)	アルゼンチン (42.9%)
3位	メキシコ (50.5%)	メキシコ (46.8%)	ペルー (36.4%)
4位	チリ (18.6%)	ペルー (30.3%)	メキシコ (36.1%)
5位	ベネズエラ* (18.2%)	チリ (27.9%)	ブラジル (30.1%)
6位	ペルー* (18.2%)	コロンビア (22.2%)	コロンビア (16.7%)
7位	コロンビア (11.1%)	ベネズエラ (18.2%)	チリ (16.3%)

*同率

日本企業が直面している主な課題



出所）各種情報を基に作成

3. ブラジルにおける農林水産物・食品等の流通に係る課題

ブラジルでは、食品表示や輸入手続き、関税・諸税等が主な共通課題として認識されている。

- 個別例として、精米は含水率によって燻蒸処理が必要となる。また、品目によっては、規制により輸入できない製品もある。
- また、全般的な点として、制度に係るマニュアルは存在するものの、係官による解釈の仕方に幅があるために、一様に手続きが進められないことなども指摘されている。

事業者が直面している主な課題

